

船舶事故等調査報告書

平成24年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第67号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年11月28日 02時25分ごろ	
発生場所	高知県室戸市室戸岬南西方沖 室戸岬灯台から真方位227° 5.2海里付近 (概位 北緯33° 11.2′ 東経134° 06.0′)	
事故等調査の経過	平成24年6月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 貨物船 ^{しんきほう}新喜宝、499トン 132469、つばさ海運協業組合</p> <p>B 漁船 ^{しげ}繁丸、6.2トン KO2-5885（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、四級海技士（航海）</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A なし</p> <p>B 船首部外板及び甲板に亀裂</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aほか3人が乗り組み、土壌約1,580tを積載し、自動操舵により約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で西進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、自動操舵により約7knの速力で南進中、平成23年11月28日02時25分ごろ、室戸岬南西方沖において、A船の右舷船首部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、船首方に注意を向けていたところ、右舷船首方約40mにB船の紅灯を認め、左舵を取ったが衝突した。</p> <p>船長Bは、02時ごろレーダーで左舷船首方から接近する3隻の映像を認め、距離が遠いので、相手船がB船を右に見ていることから、B船を避けてくれるものと思い、針路及び速力を保持して航行していたところ、衝突の直前にA船を認めて右舵を取ったが間に合わなかった。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 低潮時</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、室戸岬南西方沖を西進中、船長Aが、船首方に注意を向けて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、右舷方から接近するB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、室戸岬南西方沖を南進中、船長Bが、レーダーで左舷船首方から接近する3隻の映像を</p>

	<p>認められたもののA船が避けてくれるものと思い、見張りを適切に行っていなかったことから、針路及び速力を保持して航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、室戸岬南西方沖において、A船が西進中、B船が南進中、両船船長が見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船首方だけでなく周囲の見張りを行い、レーダーを活用すること。 ・ 接近する船舶を認めた場合、安全に航過するまで見張りを適切に行うこと。